

平成29年第1回定例会3月2日

○議長 宮城清政君 ただいまから、平成29年第1回南風原町議会定例会を開会いたします。定例会開会に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、平成29年度の当初予算を審議する重要な議会でございます。本日までに提出された案件は、平成29年度の一般会計予算をはじめ国民健康保険、下水道事業、土地区画整理事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療の各特別会計予算5件と条例案件17件、その他の議案5件、報告2件、他に陳情1件で、合計31件が予定されております。また、追加議案としまして後日、平成28年度一般会計の補正予算及び各特別会計の補正予算等が提出されることになっております。したがって、会期も本日から27日までの26日間を予定しております。会期日程表及び議案等の取扱いについては、去る2月23日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査又は調査の報告がなされるようお願いいたします。

この際、町長はじめ執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう、また、可能な限り休憩を少なくするようお願い申し上げます。議案を提案する場合は、関係資料を準備し議場に臨んでいただきたいと思っております。

次に予算関係議案の説明にあたっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には特に資料提供や分かりやすい説明方法に努めていただきたいと思っております。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合にその理由を明らかにする等に留意していただきたいと思っております。

次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算の場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしくお願いいたします。

おわりに、議員各位におかれましても、議案審議がスムーズに行われますよう、また、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

○議長 宮城清政君 それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時05分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番 金城好春議員、15番 大城真孝議員を指名します。

日程第2．会期の決定

平成29年第1回定例会 3月2日

○議長 宮城清政君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの26日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は26日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配布しました会期日程表のとおりでございます。

日程第3. 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第3. 議長諸般の報告を行います。平成28年第4回定例会から今日までの諸般を報告いたします。事業名、日時、開催場所を日付順に記入していただきます。主な事業につきまして報告をいたします。まず1ページ7番、12月26日南風原町議会報告会における要望書を町長及び教育長へ提出いたしました。2ページ12番、1月12日に平成29年南部地区関係団体合同新年懇親会及び南部振興会表彰式・祝賀会が開催され、本町からは赤嶺和雄氏が産業経済功労者として表彰されました。3ページ19番、1月24日に南風原町議会議員研修を開催し、那覇市へ待機児童解消に対する取組について研修してまいりました。23番、2月10日に埼玉県深谷市議会深谷同志会の皆さんが負の遺産について行政視察がございました。4ページ26番、2月14日に宮崎県日向市議会共産党市議団の平和交流事業と平和教育についての行政視察がございました。同じく27番、2月15日に第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会が開催され審議が終了いたしました。同じく29番、2月21日に南部地区市町村議会議長会定例会総会が開催され、本会の平成29年度事業計画及び一般会計予算について審議がされ、全会一致で承認されました。また、自治功労者表彰が行われ、本町では玉城 勇議員が15年以上の全国表彰を、私が沖縄県の11年表彰を受賞しました。のちほど伝達したいと思います。5ページ33番、2月23日に沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会が本町の黄金ホールで開催されました。あとは各自でご一読くださるようお願い申し上げます。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、南部広域市町村圏事務組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、東部清掃施設組合、南部広域行政組合の各一部事務組合議会の報告が提出されております。また、町監査員から例月出納検査結果の11月、12月、1月分の報告書及び平成28年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等の監査結果報告が、教育委員会から平成27年度教育事務点検評価報告書が配布されておりますので各自ご覧になっていただきたいと思っております。

次に、平成28年第4回定例会以後に受理しました陳情1件については、2月27日に配布しました陳情書写しのとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。

平成29年第1回定例会3月2日

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時16分）

○議長 宮城清政君 再開します。先ほどの南部水道企業団からの報告書の中で、第8番の同意第1号 次期企業長の選任同意については、取下げられたということでございます。それから、南部広域市町村圏事務組合の定例会におきましても、議案第2号から第5号までが取り下げられたと報告がございましたので付け加えて報告します。

日程第4．町長の町政一般報告

○議長 宮城清政君 日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申出がありましたのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、町長に代わりまして町政一般報告をさせていただきますと思います。はじめに総務部総務課関係について申し上げます。昨年12月10日に南風原町内の環境美化の促進と美化啓蒙活動として第16回ちゅら島一斉清掃を開催しました。町内外の事業所の皆さんを中心に701人の参加があるなか、黄金森公園周辺の草刈りと清掃を行っていただきました。新年を迎えた1月4日に、町新年宴会を中央公民館で行い、1部・2部合わせて483人の参加者がありました。2部では平成28年中に叙勲受章された5名の受賞祝賀会も併せて執り行い、多くの皆さんがその榮譽を祝福しました。1月10日に、町成人式を中央公民館で開催しました。快晴の中、お揃いの袴や華やかな振袖に身を包んだ新成人405名（男性204名、女性201名）が希望に満ちた表情で参加し、大人の仲間入りをしました。

次に、企画財政課関係について申し上げます。2月22日に本町と友好都市関係にあるカナダ・レスブリッジ市のクリス・スピアマン市長他総勢12名の訪問団が来庁しました。町内各種施設の視察や相互交流に向けた意見交換を行い、今後の友好都市関係の発展に向けた交流を行うことができました。本町が所有する全ての公共施設等を対象に現状の把握から長期的な視点による更新・統廃合、長寿命化などの計画と併せて財政負担の軽減、平準化など地域の実情も勘案しながら、総合的且つ計画的に管理していくための南風原町公共施設等総合管理計画を平成29年2月16日に策定しました。

次に、住民環境課関係について申し上げます。2月19日、町民広場にて資源の再利用の目的で「フリーマーケットinはえばる」を開催しました。個人、団体合わせて22の出店があり、200人余の来場者がありました。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。県内初の取組として、1月から開始しました子ども医療費の現物給付につきましては、子を持つ多くの保護者から喜びの声が

寄せられております。現在、町内27カ所を含む266の医療機関で対応していただいております。今後も利用できる医療機関を増やしてまいります。町子ども・子育て支援事業計画に沿って取り組んでいる保育所の整備については、やまがわ保育園が1月21日に、字照屋に開園するもの木保育園は2月19日に起工式を終え工事に着手しており、両園とも今年の8月開園を予定しております。また、昨年12月に着工した、なのはな保育園の増築は、3月中旬の完成予定。小規模保育園については、再公募により1社を選定し年内の開園予定。マイフレンズ保育園の増築は、2月10日に入札を終え平成30年4月の開園を予定し、各園それぞれ事業を進めております。今年度より開始した内閣府の補助による「沖縄子どもの貧困緊急対策事業」は、本土より講師を招へいし子どもの居場所づくり担当職員等研修会を昨年11月から5回連続で開催しました。子どもの支援に係わる方々の多数の参加があり、大変有意義な研修内容であったと多くの声が寄せられ、一定の成果を得ております。また、3月1日には、南風原町子どもの貧困対策事業報告会を開催し、関係者間で成果等互いの共有を図りました。

次に保健福祉課関係について申し上げます。健康づくりについては、一括交付金を活用した長寿県復活食の応援事業として、町民に野菜摂取をPRする目的で健康レシピカレンダーを作成し12月末に各世帯と事業所に配布いたしました。高齢者福祉事業においては、12月7日に与那原警察署と認知症高齢者等見守り及び安全支援に係る協定を結び、認知症で道に迷う高齢者の捜索について県警無線での手配がより迅速にできるようになりました。引き続き、認知症高齢者が地域で安心して生活できるように取り組んでまいります。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。まず、南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業については、2月末現在の申請が50件で予算額に対する執行率は76パーセントとなっております。工事関係について低炭素社会化事業の防犯灯LED化整備工事は、町内を4工区に分け、町内防犯灯のLED化に向け工事を行い、今年度分全ての工事が完了しております。山川地区農業用排水施設整備は、2件の工事を1月までに完了し、引き続きポンプ小屋及び散水栓工事を行ってまいります。計画関係については、那覇広域都市計画区域区分の変更と同時決定を目指して用途地域の変更作業を行っており、2月21日から3月1日の間に喜屋武、本部、照屋、宮平の各地区において住民説明会を行いました。また、景観計画策定業務基礎調査を11月15日に契約し、住民アンケート調査を2月中旬で完了し、年度内に基礎調査を完了する予定であります。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係については、町道210号線の改良工事が2月20日に完了し、整備事業は終了しております。町道113号線道路改良工事は年度内完了に向けて取り組んでおります。町道5号線は、用地測量設計業務を平成28年12月27日に契約締結を行いました。宮平学校線道路改良工事は、国道部の舗装工事が2月28日に完了しております。津嘉山中央線の物件調査委託業務は、平成28年12月21日に契約締結を行いました。公園整備事業については、黄金森公園整備事業で喜屋武土地改良区側に位置する多目的広場一帯の整備工事3件を平成28年12月20日と22日及び平成29年1月

31日にそれぞれ請負契約締結を行いました。ウガンヌ前公園整備事業の最終となる園路舗装、植栽工事が2月26日に完了しております。地方改善施設整備事業は、大名地区下水排水路整備工事を平成28年12月13日に請負契約の締結を終えて、年度末完了に向けて取り組んでおります。

次に、区画下水道事業関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業の工事については、道路整備工事2件、造成工事8件、合わせて10件の工事を発注し3月末完了に向けて取り組んでおります。残りの工事についても引き続き発注に向けて取り組んでまいります。物件移転等につきましては、2月末現在で14件契約のうち9件が完了しました。残りについても早期移転に向けて取り組んでまいります。公共下水道における浸水対策下水道事業について、平成28年12月27日に照屋地内の津嘉山第6雨水幹線工事を発注しました。残りの工事についても引き続き発注に向け取り組んでまいります。農業集落排水事業については、神里地区汚水処理施設修繕工事を発注し、年度内完了に向けて進めております。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、2月4日、5日に「おきなわ花と食フェスティバル2017」が開催され、園芸関係表彰の花弁品評会においてストレリチアが金賞と合わせて4つの賞を、野菜と果樹品評会においてカボチャの金賞を筆頭に他品目でも7つの賞に輝きました。また、同日行われた「第9回花き産地活動」の部において、JAおきなわ津嘉山支店花き生産部会がおきなわブランド化貢献部門賞に輝き表彰を受けました。2月13日から3月15日までの期間でヘチマの消費拡大をすることを狙いとした「ヘチマ料理フェア」を町内12カ所、町外10カ所の22店舗において開催しております。商工関係については、平成29年1月26日に南風原花織が国の伝統工芸品として指定の告示がなされ2月10日に沖縄総合事務局特別会議室において認定通知書の交付式が行われました。2月11日、12日に本町商工会による「南風原物産展」を開催し、町の特産品を一堂に集めた物産販売や関係団体の協力により多彩なイベントを開催することができ、南風原町を広くPRすることができました。オープニングの舞台においては、南風原町地域ブランド認定商品の認定証交付式が行われ、イベントに参加した多くの観客を魅了しました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。教育事務点検評価審議会で「平成27年度教育委員会事務事業の点検及び評価」を行い、今定例会に報告書を提出しました。

1月23日に、町長と町教育委員会で総合教育会議が行われ、「町教育大綱」、平成29年度当初予算について協議いたしました。12月5日に、町へ有限会社新長堂土木から30万円、12月16日に個人の方より10万円、2月27日に有限会社協和工務店から20万円の寄付がありました。保健体育事業では、1月2日、3日の両日、南星中学校及び南風原中学校運動場で第18回町長カップ蹴球大会が開催され、高校生から一般まで多くのチームが参加しました。1月7日、町民広場にて名古屋グランパス歓迎のための町民花いっぱい運動として、プランター1,500鉢を準備し、1月28日、29日に黄金森公園陸上競技場周辺に設置しました。1

平成29年第1回定例会 3月2日

月8日、第37回新春マラソン大会を開催し、あいにくの雨でありましたが小学生低学年から一般の方まで473人の参加がありました。1月17日に町内公共団体等役員球技大会・グラウンドゴルフ大会を黄金森公園陸上競技場で行い、9団体から54人が参加しました。整備された芝生でプレーした参加者は、大変喜んでおりました。1月26日から2月12日までの間、名古屋グランパスキャンプの周知及び地域活性化を目的に、町内産・県内産の食材などを活用して名古屋をイメージする食事を提供する「南風原なごやめしフェア」を町内21店舗で実施しました。2月4日から12日までの間、名古屋グランパス春季キャンプが黄金森公園陸上競技場で行われ、キャンプ初日には名古屋グランパス新監督の風間八宏監督及びコーチ陣によるサッカー教室を開催しました。町内4小学校サッカーチームに所属している約110名の自動が参加し、楽しみながら指導を受けました。また、3試合のトレーニングマッチが行われるなど、県内外よりキャンプ期間中に延べ約8,000人が訪れました。2月6日に津嘉山小学校体育館において、グランパスキャンプ関連事業としてグランパス管理栄養士による「食育を学べる体育の授業」をグランパス君、はえるんとともに実施しました。さらに同日、同管理栄養士監修によるグランパス応援献立給食を実施し、グランパス選手が実際に食べている食事を再現した給食を食するとともに、児童による校内放送をとおして、スポーツ面から食育について体づくりに食事はいかに大切かを学ぶ機会となりました。2月5日に、第9回町長杯小学生交流バレーボール大会、第11回町長杯家庭婦人バレーボール大会を津嘉山小学校体育館で開催しました。小学生の部が3小学校11チーム86名、家庭婦人の部が5チーム53名の参加でした。2月25日、26日の両日、第7回町長杯サッカー小中学生大会を黄金森公園陸上競技場で開催し、町内4小学校2中学校及び町外12チームの総勢600名の児童生徒が参加し熱戦を繰り広げました。給食共同調理場では、1月24日から30日の全国学校給食週間にあたり、1月23日から27日まで、郷土料理を献立とした給食を提供しました。1月23日には、町長、副町長、教育長、町教育委員等が北丘小学校と南星中学校の児童生徒と一緒に給食を囲み、和やかな雰囲気の中で給食交流を行いました。また、給食週間に、各小学校五年生を対象に、食育ランチョンマットを作製し配布しました。町育英会では、12月26日にJ Aおきなわ津嘉山支店養豚生産部会より「はえばるふるさと博覧会」での豚の丸焼き無料配布による寄付1万6,394円、香典返しとして個人の方より5万円の寄付がありました。

次に、学校教育課関係について申し上げます。今年度も12月11日「教育の日」に、午前中は各小中学校において保護者や地域の方々の学校教育に理解と関心を持ってもらい、地域ぐるみで児童生徒を育成することを目的に学校を公開し、授業参観、学力向上推進実践報告会を行いました。午後には学校法人興南学園理事長兼校長の我喜屋 優先生による教育講演会を行い、多くの町民・先生方の参加があり、大好評の講演会となりました。また、各学校において学力向上に取り組み他の模範となった児童生徒に対し、教育長より130名の子どもたちを表彰いたしました。幼稚園においては、12月18日に生活発表会、学力向上推進実践報告発表会を多数の保護者参加のもと行いました。

平成29年第1回定例会 3月2日

次に、生涯学習文化課について申し上げます。12月29日、30日の両日、「第1回島尻地区親子野球大会」が豊見城市と八重瀬町で開かれ、9チームが参加し、親の好プレー・珍プレーに沸いた催しは、新川ダイヤモンドが優勝しました。1月25日、第25回新春演芸会を、「イヤサッサ！踊る島の舞踊と音楽」と題し開催しました。インドネシア・バリ ガムランの演奏と南風原高校郷土芸能部の皆さんも出演し舞台に花を咲かせてくれました。2月4日、5日の両日に、第39回生涯学習・公民館まつり、第10回自治公民館活動実践発表会を開催しました。4日には、ウチナーグチ発表会と4自治公民館実践発表会、各自治公民館サークルの舞台発表がありました。5日は、公民館サークルの29演目の舞台発表と作品展も同時に行われました。2月10日に第26回音楽会「村田浩 J a s s L i v e」を開催し、ジャズの演奏に多くの皆さんが聴き入っていました。2月19日に第28回南風原町民俗伝統交流会を開催しました。「村踊り（むらあしび）の喜び」をテーマに、町外から読谷村宇座と座喜味、浦添市勢理客、うるま市勝連、与那国郷友会、町内から宮平・喜屋武・津嘉山・神里の各地域が出演し、素晴らしい伝統芸能を披露し、多くの観衆を魅了しました。以上を申し上げ、平成29年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で12月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をお付けしておりますので、お目とおしをお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長 宮城清政君 以上をもって町政一般報告を終わります。

日程第5. 町長の施政方針

○議長 宮城清政君 日程第5. 町長の施政方針を行います。町長より施政方針を述べさせます。町長。

○町長 城間俊安君 平成29年第1回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に関する所信を申し上げ、町民の皆様はじめ議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに 私が南風原町の舵取りを任せられてから19回目の春を迎えようとしております。思い返せばこれまでの多くの困難を乗り越え、その過程で得たものを生かしながら新たな時代を拓いてまいりました。就任以来一貫して「子どもたちには愛を、若者には夢と希望を、お年寄りには安らぎを」を自らの信条とし、年齢や性別、障害の有無にかかわらず皆にとって住みよいわくわくするまち南風原町を創るため、協働のまちづくりを推進してまいりました。これまでの町政運営に対し町民及び議員各位のご理解、ご協力に衷心より感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。そして、本年度においても、所信を忘れることなく、将来にわたり活気に満ち溢れ魅力的な南風原町であり続けるよう私たちの子や孫、その先の輝かしい未来を見据えなが

ら全身全霊で取り組んでいく所存であります。それでは、平成29年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風原の平和郷について 第五次南風原町総合計画の策定には、公募でお集まりいただいた住民会議の皆さんに大変お世話になり感謝申し上げます。地域社会への愛着と誇りを持って暮らす町民の皆さんが個々の思いを表し、意見を交わし、夢や目標を実現していくことを目指して総合計画の素案づくりを町民と職員の協働で進めてまいりました。引き続き、将来像についても、「ともにつくる黄金南風原の平和郷」を掲げ、世界の恒久平和を願う町民の心を内外へ発信する平和行政に取り組んでいくとともに、新たな時代潮流のなかで自立できる活力、地域力のあるまちづくり、そしてそのまちな様相が移り変わるなかで改めて自然との調和、人と人とのつながりを大切に共生した暮らしを再生・創造していくまちづくりを目指してまいります。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて 協働のまちづくりを推進するため、多様な学びの場をとおして町民の一人一人がともに考え、助け合い支え合って創意工夫で地域力を高めて積極的にまちづくりに参加できるように取り組んでまいります。そのために、地域活動の状況と課題を意識し、自治会との連携を図っていきます。町民と行政の情報共有については、広報誌をはじめ町ホームページや電光掲示板等あらゆる手法を活用し、分かりやすく的確な情報発信を推進していきます。また、各種委員会への住民参画を促し、引き続き町民の皆さんのご意見が町政に最大限に反映できる仕組みづくりを行ってまいります。

きらきらと輝く人が育つまちについて 子どもたちの生きる力と主体的な行動を育てていくために、家庭教育、ふるさと教育、学校教育を通じて自ら考え行動できる人づくり、人と人とのつながりを育む環境づくりを、家庭と学校と地域が一丸となって取り組んでいきます。幼稚園教育・保育については、今年度も幼稚園・保育所が連携して子育て支援、教育環境の充実を図るため、専任園長、保育時間の延長、給食提供、土曜日・夏休み等長期休暇期間の預かり保育に加え、4歳児保育を受入れ、可能な人数で最大限に実施し、より一層の幼稚園教育及び保育の充実を図ってまいります。また、前年度より事業開始した幼稚園体育活動充実事業も実施してまいります。学校給食については、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め、食育を推進してまいります。中央公民館、文化センター・沖縄陸軍病院南風原壕群を、文化活動・平和学習・交流・観光の拠点として充実強化を図り、観光関連事業と連携し事業を推進してまいります。青少年の国際交流は、中学生をカナダへ派遣し、また引き続き海外移住者子弟を受け入れ、交流を図ってまいります。スポーツ振興として、黄金森公園施設を活用してのスポーツキャンプ誘致等を図るとともに、スポーツに関する技術力・意識の向上に取り組んでまいります。また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用して、学習支援員、特別支援教育支援員の配置事業、学校ICT推進事業、北丘小学校西側避難通路整備事業、子ども平和交流事業、伝統芸能保存育成事業、県外等派遣助成事業等を引き続き実施してまいります。

ちむぐるでつくる福祉と健康のまちについて 今年の1月1日から実施している、子ども医療費の現物給付につきましては、子育てをしている保護者からの高い評価を得ているところです。この事業は、子育て世代の支援や子どもの貧困対策と併せて病気の早期発見、早期治療を促し、長期的に見た医療費の抑制も視野に入れて取り組んでおり、今後も引き続き実施してまいります。保育所入所に係る待機児童対策については、弾力化及び認可保育園の新設2園や増改築、小規模保育、認可外保育園の認可化移行等に取り組み、受入れ可能人数を拡大してまいります。子どもの貧困連鎖の打破に向けては、引き続き子ども元気支援員の2名の配置と、居場所となる子ども元気ROOM2カ所を設置し、支援が必要な子どもをしっかりと支え、子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう取組を推進してまいります。消費税の引き上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うため、臨時福祉給付金として平成28年度町民税が課税されていない方1人につき1万5,000円の給付金を支給いたします。町民の健康づくりについては、妊娠期から高齢期まで生涯にわたる健康づくりへの支援を推進してまいります。その取組の一つとして、一括交付金を活用し学童期における生活習慣病予防の取組を継続してまいります。高齢者福祉と障がい者福祉については、第五次総合計画に基づき、地域のニーズを踏まえ第8次南風原町高齢者保健福祉計画、第3次南風原町障がい者計画・第4期障がい福祉計画を策定し、支援体制の強化とサービスの充実に努めてまいります。国民健康保険事業の運営については、特定健診の受診勧奨の強化による受診率向上や特定保健指導の実施率向上に努め、生活習慣病の早期発見や重症化予防を図り、後発医薬品の活用促進等と併せて医療給付費抑制の取組を強化してまいります。また、本県国保の危機的な財政状況の解決に向けては、引き続き沖縄の特殊事情に配慮した制度設計の構築等を国へ要請していくとともに、30年度からの県単一化に向け、県においても市町村国保への支援に取り組んでもらえるよう要請してまいります。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 次に、産業の振興についてであります。緊急経済対策の一環として住宅の修繕、補修、耐震補強工事へ補助を行う「南風原町緊急経済対策住宅リフォーム支援事業」を引き続き実施してまいります。農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壌改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。拠点産地であるカボチャの増産支援のためのミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入、ビニールハウス、井戸設置の補助などの助成を実施するとともに、高生産性農業用機械施設導入事業や園芸ブランド機械整備事業の活用による生産施設の整備を促すことで、生産農家を支援し農業経営基盤の強化に努めてまいります。また、ファーマーズマーケット南風原くがに市場の集客力向上への支援、付加価値の高い農産物の生産や出荷体制の強化が図られるよう関係機関との連携や病害虫、自然災害等の被害を未然に防止する対策に必要な農業用資材の購入の助成と併せて、販路拡大に向けた取組を支援することで農業経営の振興を図ってまいります。担い手育成などにおいては、南風原町農業委員会、に農地利用最適化推進委員の新設による機能強化と併せ、JA、農地中間管理

機構と連携し耕作放棄地や遊休農地を解消し、農地の確保を行うとともに青年就農給付金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組んでまいります。基幹作物であるサトウキビ振興については、病虫害対策や収穫機を活用した利用者に対する補助等による生産振興を図ります。花き振興については、花き拠点産地協議会等の検討会を開催し、新たな品目への取組強化や導入支援に努めるとともに、ストレリチア立ち枯れ対策の強化を促進してまいります。果樹振興については、補助を活用した施設導入への取組や販路の拡大に努めるとともに、圃場拡大・増産等を図り、果樹生産農家の経営基盤の強化に努めてまいります。山川地区畑地かんがい事業については、畑地へのかんがい施設の整備を進め、今年度内での事業完了に向けて取り組んでまいります。畜産振興については、生産基盤の整備と経営の安定化を図るため一括交付金などを活用した事業と併せて家畜公害・環境保全対策事業や家畜伝染病予防事業の取組を推進してまいります。中小企業・小規模企業振興については、町商工会との連携強化や町内企業の振興施策とともに、地域経済の活性化発展の促進が図られるよう「南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、町内事業所に対する振興策の充実、強化に努めてまいります。また、町内への企業誘致の促進や人材サポートセンターの取組を強化し、町民の雇用拡大を図ってまいります。工芸産業振興については、本町の重要な伝統工芸品である琉球絣・南風原花織の生産技術の向上、担い手の育成及び「地域ブランド構築・展開プロジェクト」等によるブランド化に努め、工芸品の価値を高めるための取組を行うとともに、販路の拡大等を琉球絣組合と連携し取り組んでまいります。観光振興については、沖縄県の重要産業であり、魅力ある観光で地域が潤うまちを目指し、観光客の誘致につながる、新たな魅力のある観光資源の創出や観光発信としてのプロモーション方法の調査・研究、観光まちづくり人材の育成に取り組んでまいります。また、観光協会と連携して観光施策推進の体制を強化し観光振興に努めてまいります。

みどりとまちが調和した安心・安全なまちについて 急速な都市化が進展する本町にあって自然環境と共生するまちづくりは、防災や地域経済の活性化にもつながる重要な要素です。地域と協働した防災体制の強化を図り、防犯・安全体制の確立と推進を行ってまいります。また、道路事業については、町道10号線、町道73号線及び町道5号線の用地取得と物件補償を進めてまいります。街路事業については、津嘉山中央線の用地及び物件補償を進め、津嘉山中央線2工区は物件調査を進めてまいります。宮平学校線は、国道交差点の北側における町道部分の舗装工事を行ってまいります。公園整備については、津嘉山公園の遊具広場と駐車場整備を進め、黄金森公園については、陸上競技場バックスタンド後方の擁壁沿いに設置された転落防止柵フェンスの取替工事を行ってまいります。また、陸上競技場第4コーナー後方の東屋側から旧社協へ向かう木製橋園路の整備も引き続き進めてまいります。は造成工事及び公園北側に位置するシンボルプラザ広場の整備を進めてまいります。津嘉山北土地区画整理事業については、旧津嘉山ハイツの土地が早期に利活用が図られるよう同区域と周辺の宅地造成及び区画道路の整備を進めてまいります。また、

事業促進を図るため保留地処分に取り組んでまいります。集落内の環境整備については、大名地内の排水路整備に向けて取り組んでまいります。下水道事業については、津嘉山北土地区画整理事業区域を重点地区とし、与那覇地区についても整備を進めてまいります。雨水整備においては、引き続き津嘉山、照屋地内の整備を進め、浸水解消を早期に図れるよう取り組んでまいります。公共下水道への接続促進を図るため、国の補助制度を継続するとともに、併せて普及活動を強化してまいります。農業集落排水事業では、神里地区汚水処理施設の老朽化に伴い、再整備に向けた施設の機器機能診断等調査に着手します。また、普及活動についても引き続き未接続世帯への普及活動を強化促進してまいります。南風原町らしい景観の保全・再生など、景観づくりの指針となる南風原町景観計画の策定作業を引き続き行ってまいります。また、交通安全施設整備については、本年度もカーブミラーの設置や横断防止柵の整備、既存の安全施設の修繕及び道路路面の区画線の補修を行い、交通安全対策を講じてまいります。

環境と共生する美しく住みよいまちについて 住みよい住環境を目指した循環型社会促進のため、はえばる版リサイクルループ事業を中心に、町民、NPO、企業・事業所等との連携及び情報共有による更なる持続と発展のため、ごみの減量化・リサイクル・分別徹底に関する普及・啓発を進め、ごみの資源化率を向上させる取組を推進してまいります。また、はえばるエコセンターを活用した各種環境講座、次代を担う子どもたちへ学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ってまいります。町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めてまいります。沖縄の貴重な自然環境を残し、エコアイランド沖縄を目指すため、町民の具体的な活動への支援と環境意識の啓発を図ってまいります。また、南風原町地球温暖化防止実行計画、南風原町地域新エネルギービジョンに基づき、公共施設等の省エネ対策を進め、温室効果ガスの排出抑制を積極的に推進してまいります。町内の防犯灯については、省エネルギー設備の導入による環境負荷の少ない低炭素社会の実現を図るため、既設水銀灯・蛍光灯のLED灯への工事を引き続き実施してまいります。ごみの不法投棄等については、町内の不法投棄発生箇所を中心にパトロールを行うとともに、立て看板等を設置し生活環境の保全に努めてまいります。

健全な行財政運営について 社会情勢の変化や多様化する行政需要に対し柔軟な対応をするとともに、南風原町職員人財育成方針に基づき、職員研修をはじめとする人材育成を推進します。本町が所有する全ての公共施設等を対象に、財政負担の軽減・平準化など、地域の実情も勘案しながら、公共施設の新設・維持・管理など長期的な視点での総合的且つ計画的に管理していくための財政問題の調査・研究を行います。また、平成29年度は第三次南風原町行政改革大綱の最終計画年次であることから、引き続き徹底した新たな行財政改革の策定を進めてまいります。

予算編成について 平成29年度の予算編成については、扶助費の増に向き合いながら、引き続き一括交付金の活用工夫を凝らし、積極性を失わずに実効性を担保する経費の確

平成29年第1回定例会 3月2日

保を念頭に「選択と集中」による予算編成を行っております。今後も引き続き、子育て支援・教育の充実を図り、福祉向上、産業振興等、町民ニーズに応えた事業を実施し、「住み良いわくわくするまち南風原町」のブランド力を高めてまいります。

本年度の各会計予算編成の内訳は、一般会計133億9,709万円、特別会計74億4,253万5,000円、全会計合計208億3,962万5,000円。

おわりに 以上、平成29年度より新たな取組といたしまして、「ふるさと納税制度」を活用し、地域の活性化に資することを目的に、寄付をしていただいた方に返戻品として地域の魅力ある特産品を活用した取組を行います。また、平成29年度は、新たな総合計画の好スタートの年度となるよう、町民一人一人が幸せを実感でき安全・安心して生活を営み、誰もが棲んでいることを誇りに思える「住み良いわくわくするまち南風原町」の確立を目指して職員とともに創意工夫を重ね、一步一步前へ情熱をもって町政運営に邁進してまいります。

以上、平成29年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べてまいりました。予算以外の審議案件として議案21件、また追加議案として数件提出する予定であります。平成28年度補正予算の議案については、先議案件とさせていただきます、議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長 宮城清政君 以上をもって町長の施政方針を終わります。休憩します。

休憩（午前11時08分）

再開（午前11時20分）

○議長 宮城清政君 再開します。これから議案の上程に入ります。

日程第6．議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例 南風原町職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の退職管理について定める必要があるため提案をいたします。その内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

平成29年第1回定例会 3月2日

○総務部長 新垣吉紀君 議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例について説明をいたします。お手元に議案第1号の資料を配布しておりますので、それを用いて説明いたします。この条例につきましては、地方公務員法の改正によって営利企業に就職した元職員の本町への働きかけの規制、それからその再就職した者には届出が必要ですよという規定を定める条例でございます。特に本町における課長職、第2条については、この概要説明の下にあります表の④ですが、離職前5年より前に課長級だった職員が再就職した場合ですね。町と再就職先との間の契約などの事務であって、離職前5年より前の課長職の職に就いたかに関する契約ですね。そのことについて、離職後2年間は働きかけをしないよというものです。3条につきましては、管理職であった元職員。これは部課長です。それが退職後2年以内に営利企業等へ再就職した場合は、それを本町に届け出てくださいという届出の義務を規定しております。では、どのようなことが働きかけかということでございますが、それについて明確な線引きはないのですが、元いた職、役場にいる職員はいわゆる先輩後輩になると思うのですが、元職を利用して自分が就職した場所に優位に働くような行為、それは慎んでくださいという規定です。3条が先ほど説明した2年以内に営利企業等へ再就職した場合には届け出てくださいという、大きく分けてこの2つの規制をする、届出の義務を課すという条例でございます。

以上が、議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第1号 南風原町職員の退職管理に関する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の職員給与改定状況を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていた

平成29年第1回定例会3月2日

できます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。これにつきましても配布した議案第2号資料、額が書かれた表の資料です。これで説明を申し上げます。人事院勧告に準じて扶養手当を見直しするものでございます。内容でございますが、配偶者に係る扶養手当は減額していきます。これは年次的でございます。表で説明しますと、平成28年度現在は1万3,000円です。29年度に1万円にして、30年度からは6,500円にするというものです。子どもに関しましては、現在6,500円、29年度が8,000円、30年度以降が1万円。配偶者がいない場合の現在1万1,000円を29年度が1万円、30年度以降も1万円ということでございます。父母等についても同じような額になりますが、父母は6,500円のままです。父母等で配偶者がいない場合が現在1万1,000円、29年度9,000円、30年度以降が6,500円という、配偶者は引下げで、父母等は同額、それから配偶者がいない場合も引き下げです。子どもについては引上げという内容となっております。以上が、議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要

の改正をする必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要説明をいたします。これも議案第3号の資料でご説明いたします。目的は、先ほど副町長からあった提案理由でございますが、関係法令の改正による条例の改正であります。この資料の2. 内容であります。この(1)から(4)の4つが主な改正です。最後は介護時間の新設でございますが、順を追って説明します。

まず、(1) 育児のための早出遅出勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限というのが今もあります。これの対象となる子どもの範囲が拡大されます。1番目ですが、養子縁組をしようとして請求している子ども、戸籍上正式に養子となっていないのですが現に育てている子どもです。2つ目が、養子縁組をするであろう子どもです。まだ申請と言いますか裁判所には届出てはいないのですが、現に保護している子ども。3番目です。養子縁組したくともこの実の親からは同意が得られないのですが、実際に職員が保護と言いますか育てている子ども。この3つが対象範囲に入ります。

(2) では学校教育法の一部改正で義務教育学校が新たな学校の種類として増えます。小中一貫として行っている義務教育学校ができます。現在、県内にはないのですが、一応は条例として整備しておくということでございます。

(3) が、今ある介護休暇の分割取得。今は上限6月として1回しか取れません。6カ月間連続とか1回の連続しか取れないのですけれども、これを3回に分けて取ることができます。ただし、期間としては6月です。この分割して取ることができるとして、取りやすくするものです。

そしてもう1つ、介護時間の新設がされます。職員が介護のために勤務しないことが相当であると認められる場合に、3年以内、これは連続です。1日2時間を上限として介護時間に充てることができるというものです。給料は時給計算をして、この休暇をした時間が減給されるということになります。

以上が、議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 念のため伺っておきます。この議案もそうですし、前の議案もそうなのですから、職員の勤務待遇と言いますかそれに関する議案です。職員の労働組合

平成29年第1回定例会3月2日

との協議は済んでいるかどうか、そういうことについてお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先の第2号は、手当の減と増がございます。これについてもすでに組合とは確認済でございます。休暇についても法律がありますし、これは拡大でございますので組合もそのとおりであるということでご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第3号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をする必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。これについても資料をご覧いただきたいと思います。目的 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律という関係法律の改正によるものでございます。内容も(1)(2)とございますが、要点はこの2点です。育児休業、育児短時間勤務、それから部分休業に対象となる子どもの範囲拡大です。先ほど議案第3号でご説明した同じ条件の拡大でございます。2つ目が、現在もあります部分休業と先ほど新設された介護時間

ですね。介護時間と部分休業又は保育のための特別休暇、これらは現在もあります。それを同日に取得する場合は、その合計時間2時間が上限ですよというルール決めます。いろんな休暇があるのですけれども、この時間を合わせて2時間以内です。介護2時間、部分休業2時間、保育のため2時間、合計6時間ということではないですよということです。この2点が大きな改正の概要でございます。

以上が議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 資料の(1)は先ほど同じ内容の今度は育児休業に関することですが、2番について合わせて2時間というのは、元となっている改正された法律より短くされていることはないという理解でよろしいですね。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議員がおっしゃるとおり、法律の基準と併せているということでございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 (2)について質問ですけれども、介護と育児の部分合わせて2時間超えることはできないということなのですから、介護と育児が同時期にということがあり得るかも知れませんが、例えば年間いくらかありましたよね。年間を通じてとなっている。これが別々のときはどのような考え方ですか。介護を例えば4月、5月頃にやって、育児が11月、12月頃と、前のほうでも2時間とって後ろのほうも2時間ではなく、前ですでに2時間取っているからというようなトータルでもどようになるのか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 例えば4月から6月が介護時間、上限2時間、これだけで2時間ですね。では、10月から12月は育児ですよ。これも2時間取れる。こちらで言うのは同日という意味です。同じ1月15日に介護時間2時間、育児時間2時間の合計4時間取れるのではなく、介護時間と育児時間合わせて2時間までという意味、ということでございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要

○議長 宮城清政君 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。これにつきましても、資料をご覧ください。この条例の名称となっている法律の改正に伴って、関係する法律が3条立てで今回3つの条例を1つの条例で改正します。まず、1つ目が、南風原町の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正です。これはその中に教育長という職名の追加です。現在は、町長と副町長です。これに教育長を追加しますということです。別表の中に、給料の額の追加です。もう1つの別表に教育長の旅費を追加するというものです。2つ目の条例が、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例があります。その中に、現在は町長、副町長の2つの職種ですが、教育長を追加するというものです。3つ目の条例が、南風原町職員等の旅費に関する条例で、現在、教育長はこの条例の中にありますが、その中から教育長を削るというものです。新教育長ができることに伴う3つの条例の改正でございます。

以上が議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。
〔「進行」の声あり〕

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、総務民生常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例について定める必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の概要説明です。この条例は、新たな制定でございますが、現在は教育長の給与、勤務時間、その他の条件に関する条例というものがございます。その中で給与についても定められておりますが、先ほどの関係条例の整備で給与については特別職の職員のものに加えられましたので、この条例につきましては、教育長の勤務時間と休日、休暇と職務専念義務の特例について定められた条例となります。新たな制定です。

内容については、現在ある勤務時間等についてと同じ条件となっております。そして、先ほど冒頭申し上げた現在ある教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は、廃止するというを附則でうたって、その条例で現在ある条例を廃止するという条例でございます。

平成29年第1回定例会3月2日

以上が議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。
（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例 南風原町使用料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、近隣の賃借料を踏まえ、行政財産の使用料を値上げする必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。これにつきましては、新旧対照表で説明いたします。理由といたしましては、先ほど副町長からあったように実際の近隣の民間で駐車場として利用使用されているものに合わせるためということでもあります。どういうことかと言いますと、例えば職員で給食センターとか文化センター公民館、学校等々、行政財産に職員が駐車しているものの使用料の改正の条例です。現行、乗用車2,700円を3,200円に、二輪車300円を360円に。上げ幅額は違いますけれども、同じ割合で改正してございます。

以上が、議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 提案理由の中で、近隣の賃借料を踏まえたということでもありますので、この調査結果は委員会に是非提出してください。以上です。

平成29年第1回定例会3月2日

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 委員会で資料を提出いたします。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 公共施設を利用している職員ということですが、本来、駐車場というのは2,700円でも高いと思うのですが、周辺の賃借を参考にしているということ、どこらへんを参考にしているのか。町内においては、2,000円とか2,500円もあると思うのです。これが高い理由というのは、どういった地域を参考にされているのか。それから、教職員について、学校に駐車している皆さんの駐車料金はどうなっているのか。それも勘案してこの金額設定なのか。不備はないのか。お伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 まず近隣というのは、本庁舎の周辺です。自分で契約している職員もいますし、様々でございます。近隣の月締めの駐車場の料金を参酌したということです。学校の職員につきましては、本町職員を徴収しております。県の教員については、これの徴収対象にはしておりません。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 県の職員ということで、無料にしていると。これについて近隣市町村はどういう対応をされているのか。これを全て調査して、では本町職員はどういう金額が妥当なのかというのは検討してもいいのではないかと思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 県の教員についての調査は行っていませんが、職員については市場価格と言いますか先ほども申し上げたようにそれぞれで駐車している人と、町が一括で借り上げてその賃借料を停められる台数で割って設定しているのもあります。そういったこともございますので、職員の公平性と言いますかそれも勘案して、この町内近隣、特に本庁舎周辺を参考にしておりますので、われわれとしては妥当な金額だと考えています。以上です。

平成29年第1回定例会 3月2日

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 1つだけ聞かせてください。答弁の中に県費の職員は免除しているとありました。なぜ、県の職員は免除するのか。県の職員は、県庁内、公共施設内には置けないと思います。それぞれ駐車場を借りて置いている。だったら南風原においても、同じ公共の土地を借りて置かせるのですから、職員は徴収するけれども県の職員は徴収しないのでは公平ではない、当然やるべきではないかと私は思うのですがどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 そういう意見もあろうかと思いますが、一般行政職の職員と教員とでは勤務の状況がかなり違うということでございます。教員は自分の車で、生徒の指導とか部活の試合とかそういったかなり自家用車を頻繁に使っているということがあるようです。本町においては、公用車で公用は行っているという違いがあるということから、現在徴収していないということでもあります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 各学校には公用車があるわけでしょう。教員は、生徒たちの訪問でも公用車でやっているのではないですか。個人の車を使うことは、私は少ないと思います。今言ったように、同じ町の財産なのに職員は駐車料金を徴収する、県の職員は徴収しないというのは、公平性に欠けているのではないかと思います。そこは公正・公平に、町の財産を使っているのですから公正・公平に負担させるべきであれば考える必要があると私は思います。そこを委員会で議論してください。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第7号 南風原町使用料条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩 (午後0時00分)

再開 (午後1時00分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第13. 議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例

平成29年第1回定例会3月2日

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明をさせます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の概要でございます。これにつきましても、資料をご覧ください。まず、個人情報等の一部改正ですので、2条立てでございます。1つ目が、南風原町個人情報保護条例の一部を改正です。これは、番号法の改正による参照条項の条ずれが生じておりますので、28条を29条に改める改正です。もう1つが、南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正するということです。これはまだ未施行でございまして、内容は独自利用事務というので前に議会で議決をいただいた事務につきまして、この個人情報が何らかのかたちで、例えば名前が変わったとか、生年月日に改正があったとかいうことがある場合に、情報を提供した側、南風原町からしたら他市町村とか県とか国ですね、こういった提供先の情報もきちっと修正してください、しますという条例の改正です。親元だけではなくて、提供した側にも修正を加えるという条例の改正でございます。

これが議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第8号 南風原町個人情報保護条例等の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例に

ついてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例 南風原町税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の概要です。税条例の一部を改正する条例の複数の条例改正でございます。これもお手元に配布した資料で説明します。この改正の趣旨ですが、先ほど副町長が提案理由でも申し上げた関係法令につきまして、消費税率の引上げの時期が延期されたことに伴って法人住民税の法人税割の税率の引下げ、それから軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期、それから個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限の延長、その他条例の中の所要の改正を行うための条例改正でございます。

それには、3つの要点がございます。個人住民税が、所得税率が引き下げられて住民税率が引き上げられました。そのことに伴って住宅ローンで所得税から控除できない部分を住民税で引いている部分があります。これを33年12月31日まで延長しますよというのがまず1点目です。

2点目が、現在、法人住民税の法人税割は9.7パーセントです。これを消費税率引上げに伴って6パーセント引き上げることがございましたが、税率の引上げに伴って31年10月1日以降に開始する事業年度からの延期です。消費税率の引上げに伴う改正の予定でした。

もう1つ、軽自動車税。今、軽自動車税と言っているものが環境性能割という名称に変更されます。これも消費税率の導入に伴っての改正予定でしたが、31年10月1日へ延期するということでございます。

その他、32条、42条、51条、附則関係が所要の修正ということで、大きく言いますところの上の3つですね。制度の延期、これは住宅ローン関係です。住民税と軽自動車の導入が消費税引上げと同じ時期に延期されるということの改正であります。

これが議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

平成29年第1回定例会3月2日

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第9号 南風原町税条例等の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方税法等の一部を改正する等の法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等においては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。この条例につきましても、先ほどの議案第9号の軽自動車税の部分ですね。名称が軽自動車税であったのが軽自動車税の種別割と変更されますので、消費税率の引上げに伴う31年10月1日から施行されますことによる、先ほどの税条例と合わせ同時の施行日であります。

以上が、議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第10号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第16. 議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、これまで町で適正処理困難一般廃棄物として収集・処分していなかったスプリング入りベッドマット及びソファを収集・処分することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要説明をいたします。これにつきましても資料をお配りしました。それから、議案書に付けました新旧対照表もご覧いただきながら説明をいたします。先ほどの提案理由でもございましたように、これまでスプリング入りベッドマット、それからスプリング入りソファは、本町は収集処理はしておりませんでした。これにつきましては、民間業者を紹介してご自分で処理していただく若しくは買換えの時に業者に引き取ってもらうとかご自分で処理していただいております。今般、資源ごみを収集している法人と処理をすることで調整ができました。スプリングを処理して残渣は一般廃棄物と同じように焼却することになります。これについて、料金設定が、スプリング入りベッドマットが1個につき2,400円、ソファの2人掛けが1脚で1,800円、1人掛けが1脚につき1,200円ということで、収集方法については粗大ごみと同じように町の担当課に住民に申し込んでいただいて、指定日を設けまして、粗大ごみに貼っている600円の大のシールをこの料金にしたがってその枚数を貼っていただく。出す方からは、粗大ごみのように処理をすることになります。そういうことで、これまで民間でやっていたマットレスも3,000円以上していたということでございますから負担の軽減になろうかと考えております。それから、施行につきましては29年6月1日。これは周知期間もございますのでそういった考えで6月1日を施行日としたいという提案でございます。

以上が議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では聞かせてください。これまで粗大ごみは大が600円、小が300円でした。今回、条例改正することによって2,400円、1,800円、1,200円ということで金額が定められています。その金額の定め方。なぜこの金額になったのか。前回は600円、今回は2,400円になりますよと、そしてその額となった根拠。それからもう1つは、どこで処分するのかその場所です。清掃工場なのか。個人から収集委託が出た場合、どこでそれを処分するのか教えてください。粗大ごみの料金は取っていないということですから、それは新たな額ですね。その金額になった根拠を教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。粗大ごみの部分は、条例改正ではございませんで同じでございます。追加したのは、あくまでスプリング入りマットレスとソファです。これはほぼ処理原価。この価格で処理できますかということ、今、資源ごみを改修しています南風学園さんと調整をしました。最初は結構な手間がかかるということだったのですけれども、別の処理をしている所を視察してもらって、これであればそのぐらいではできますということです。スプリングを外す作業は南風学園のヤードで行います。燃える部分の残渣は焼却炉で焼却するということです。収集については、先ほど申し上げたように粗大ごみと同じようなやり方です。申し込んでいただいて、粗大ごみのシールをこの金額分貼っていただいて門口に出してもらおうというやり方であります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 他市町村もそういったケースがあるのでしょうか。金額が分かるのであれば、それも一緒に教えてもらえますか。こういう処理ができるのは、南風原だけなのでしょうか。他市町村がどういう状況なのか教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 他の市町村も処理はしています。ただ、価格はそれぞれ設定が違います。処理の仕方等にもたぶん違いがあると思います。本町は、那覇市と同じ手数料の設定です。スプリングを外して残渣を焼却炉に入れるというやり方ですね。これは那覇市と同じだという設定です。

○議長 宮城清政君 他に。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時18分）

再開（午後1時20分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第11号 南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第17. 議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

○議長 宮城清政君 日程第17. 議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について補足説明をいたします。今回の提案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例の制定となっております。今回の法改正の中で3点ほど大きな変更点がございました。まず1点目に、農業委員会業務の重点化ということで、従来任意業務であった農業委員会の農地利用最適化推進委員につきましては、必須業務となったという改正であります。そして、農業委員の選出方法の変更ということで、従来公職選挙法で選任されておりましたが、今回、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制になったことと、農地利用最適化推進委員の新設というのが今回の主な変更となっております。お手元の議案第12号資料の中身につきまして、去った2月27日の全

員協議会において説明をしておりますけれども、その中で何点か変更点がございましたのでその分と、そしてまた農地利用最適化推進委員の条文を挿入させていただいております。

1番目の農業委員の選出方法の変更ということで、公選制の廃止から市町村長の任命（議会の同意を得て任命）ということになります。そして、2番目の農地利用最適化推進委員の新設と定数ということで、改正前が定数で選挙委員が13人、選任委員が3人、定数の基準が南風原町農業委員会の選挙による委員の定数条例13人と議会から1人、そして農協から1人、共済から1人、計3人の合計16人で行ってまいりました。今回の改正後におきましては、町長が議会の同意を得まして任命する委員が11人、そして農業委員会委員の定数ということで農業世帯数（全員協議会で「農業者」数としていましたが、「農業世帯」数に変更）が1,100以下で農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会の場合は委員の定数上限は14人。南風原町におきましては、農業センサスにより世帯数が410人、農地台帳から農地面積が402ヘクタールということですので、14人以内となります。前回、農業センサスは283人としておりましたが、農業センサスの総農家数が適切であるということから、今回、修正をしております。そして、(2)農地利用最適化推進委員につきましては、(農地利用最適化推進委員の委嘱)ということで、法17条で農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。1号 法第3条第5項の政令で定める市町村（農業委員会の設置が義務付けられていない市町村）、これにつきましては、農地面積が200ヘクタールの場合は農業委員会の設置は義務付けされていないということです。2号 農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地などの利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村ということで、これにつきましては法律の施行令第7条（農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村）ということで、①遊休農地率（再生可能な遊休農地）が1パーセント以下、②担い手への農地の集積率が70パーセント以上の場合は、農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村ということとなっております。今回、推進委員の定数であります。法律の施行令第8条で農業委員会の推進委員の定数の基準というのがございまして、法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数（1未満の端数を生じたときは1に切り上げる）以下であることとするということです。南風原町におきましては、農地面積が402ヘクタールとなっておりますので、これを100で割りますと4.02ということで切り上げまして5人ということです。今回の最適化推進委員5人と町長が議会の同意を得て任命する農業委員11人を足して16人ということとなっております。

これが南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の概要となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平成29年第1回定例会 3月2日

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 所管の委員会であるのですけれども、質問したいと思います。全協の時に、推進委員を置かないで農業委員を27名以内とかなっていましたでしょう。それに合わせたらという質問をしたのですけれども、これで(2)、それから下の法律施行令第7条というところで委嘱しないことができる市町村と説明されています。遊休農地1パーセント以下、それから担い手への農地の集積率70パーセント以上とある、これが南風原町はどうなっているのか。それで、それに当てはまらないから推進委員を委嘱しなければならない、そういう理由付けが全協では欲しかったので、もし今説明できるのであれば今でもいいですし、委員会でもいいのです。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 この最適化推進委員について、全員協議会で説明すれば良かったのですけれども、南風原町においては農地面積が402ヘクタールということで、第1号でいう法第3条第5項の政令で定める市町村ということで200ヘクタール以下に該当しないので推進委員を置く必要があるということですね。そしてまた、2号でも遊休農地率が1パーセント以下、担い手への農地集積率が70パーセント以上ということで、南風原町では遊休農地の比率が約3パーセント、しかしこの数値についてはもう少し精査して委員会で報告させていただきます。そして、担い手への農地の集積率が約10パーセントとなっております。これも委員会までにもう少し精査して出したいと思います。これからしますとどちらも該当しないということで、適正化委員を設置しなければいけないこととなります。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 では、委員会をお願いします。それともう1つですけれども、農業委員の任命の方法ですけれども、町長は推薦が挙がってきたものから選ぶとあったのですが、その中で認定農家が半数以上とかいろいろあったと思います。その認定農家の数が南風原町ではどれぐらいなのか報告をお願いできませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 では、お答えいたします。南風原町の現在の認定農業者につきましては31名で、夫婦でやっている場合も含めておりますので延べで31名となっております。

ります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時33分）

再開（午後1時34分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 定数11名ですよ。このあいだ、全協でいただいた資料では、南風原が当たる枠組みとしては農業委員の上限が14人になっています。推進委員は計算式があって5人ということで、そのとおりなのでしょうけれども、これを11人にしたのは、現行16人いて、そのうちから5人は推進委員だから残りは11だという計算をしての11なのか、その他に根拠があるのか。上限は14ですから、14までは置けるというわけですが、なぜそうしなかったのかその理由を教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 現行が16名、そして今回新たな推進委員が5人ということで、極力現行の農業委員数に合わせるようにやっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 この農業委員会は引き続き、その目的があって置くわけですから、また推進委員はその他の特別の任務があって置かれるわけですが、この農業委員会の置かれている目的を達するというのであれば、上限一杯置くことがむしろ目的を達するに良いのではないかと思います。そういう考え方もあっていいと思うのですが、その点ではそうしなかったというのはなぜなのか。なぜ16を前提に考えたのか。そのことについてお答えください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今回、農業委員が11名、推進委員が5名、合計16名ということになっていますけれども、今回その推進委員に動いていただくエリアも決めてやる予定であります。それからしますと、従来やっていた農地利用の最適化と言いますかそういった活動をエリアも決めて5名でやっていただきますので、従来どおりの16名でやってもある程度できるものであるという判断をしております。

平成29年第1回定例会3月2日

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 遊休農地率は3パーセント程度、正確な数字は改めてとありましたけれども、いずれにしろ3パーセントあるということで、やるべきことは多いとは思っているわけです。今まで16名でやってきて、実績がこれだけなわけですね。それはもちろん、5名はそれを専門にと言うのかな、地域を分けてということでそれが更に進むだろうということは当然期待すると思うのですけれども、トータル14名まで置けるところを敢えて11名に抑えるということの意味はあまりないような印象を受けますので、あとは委員会でやっていただければいいと思いますが16名にこだわる必要があるのか、これまで十分に目的達成してきたのかというそのへんの評価も含めてやる必要があるのではないかと思います。これに答弁はよろしいです。終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第12号 南風原町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第18. 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第18. 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 日程第18. 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び農業委員会等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をする必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要を説明します。これもお手元に資料をお配り

平成29年第1回定例会 3月2日

しております。この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、それから先ほど提案された議案第12号の農業委員会等に関する法律、この2つの法律の改正に伴って4つの条例を改正するものでございます。

まず1つ目が、教育委員の委員長を削ります。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中から、委員長の職名、その報酬の部分を削るというものです。新教育長になりますと、委員長と教育長が職を兼ねるということですので、その削除です。2条につきましては、この特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中に先ほどの議案第12号であった農地最適化推進委員の報酬の追加です。報酬額が3万800円ですね。3つ目が、南風原町職員定数条例の中で地方教育行政法を参照する条文があります。その法律の改正に伴って、21条を19条にということの改正。もう1つは、農業委員会等の関係で、その20条を26条にという法律改正による条ずれが生じたのでその改正であります。第4条が証人等の費用弁償に関する条例の一部改正です。その中でも農業委員会関係の法律に改正がございましたので、その29条を35条に改めるという改正となっております。この2つの法律改正に伴う条例の改正ということでございます。それから、施行日について。第2条の規定は、特別職の農地利用最適化推進委員については29年10月1日からの施行。その他については29年4月1日からの施行となります。以上が議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第19. 議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第19. 議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、ウガンヌ前公園が、平成29年4月に供用開始することに伴い、条例を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

平成29年第1回定例会 3月2日

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例について補足してご説明いたします。条例改正の内容についてですが、12条の2中「及び新川公園」を「、新川公園及びウガンヌ前公園」に改める。そして、別表1に次のように加えるということで、ウガンヌ前公園、街区、南風原町字宮平161番地。別表2に次のように加えるということで、ウガンヌ前公園、多目的広場。次の3ページをご覧くださいと思いたいと思っておりますけれども、新川公園の次にウガンヌ前公園を加えるという今回の条例改正の内容となっております。4ページは、ウガンヌ前公園の平面図でありますけれども、公園名がウガンヌ前公園、場所が字宮平161番地、事業年度が平成24年度から28年度までで今年度完了しております。主な施設としましては、多目的広場、遊具広場、トイレ、照明施設、東屋となっております。公園面積が0.72ヘクタールとなっております。以上が、議案第14号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。
（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第14号 南風原町都市公園条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第20. 議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第20. 議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、ウガンヌ前公園が、平成29年4月に供用開始することに伴い、指定管理者制度により施設の管理について定める必要があるため提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例について補足してご説明いたします。ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例については、新川公園の設置及び管理に関する条例と同様な条例内容となっております。

す。特に変わった箇所ではありますが、まず2ページで第1条の町民の健康及び福祉の増進並びに地域の活性化に資するため、ウガンヌ前公園（以下、「公園」という。）を設置する。そして、第2条で公園の名称及び位置は次のとおりとするということで、名称がウガンヌ前公園、位置が南風原町字宮平161番地ということであります。他の条文につきましては、新川公園と同様な条文となっておりますので、内容については割愛させていただきたいと思えます。

そして、附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行する。次の別表も多目的広場、利用者、金額についても新川公園と同じとなっております。そして、参考資料としまして、条例施行規則を配布しています。そして、様式等の配布もされていますのでお目とおしをお願いいたします。以上が、議案第15号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。
（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第15号 ウガンヌ前公園の設置及び管理に関する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第21. 議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定について

○議長 宮城清政君 日程第21. 議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定について 次のとおり指定管理者を指定する。1. 施設の名称 ウガンヌ前公園。2. 指定管理者となる団体の名称 南風原町字宮平区。3. 指定の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。提案理由としまして、ウガンヌ前公園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 それでは、議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定について補足してご説明いたします。指定管理者となる団体の名称としましては、参考資料にありますように、南風原町字宮平区から指定管理者指定申請書が出されていますので、南風原町字宮平区を指定管理者として指定するための議案となっております。指定期

平成29年第1回定例会 3月2日

間は、協定書案4条にもございますように、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとしております。それについては、他の施設の指定期間に合わせるために、平成30年の3月31日としております。参考資料2については、ウガンヌ前公園の管理に関する協定書(案)ということで、これにつきましても新川公園と同じ内容となっておりますのでお目とおしのほどをお願いいたします。

以上が、議案第16号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第16号 ウガンヌ前公園の指定管理者の指定については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第22. 議案第17号 新川公園の指定管理者の指定について

○議長 宮城清政君 日程第22. 議案第17号 新川公園の指定管理者の指定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第17号 新川公園の指定管理者の指定について 次のとおり指定管理者を指定する。1. 施設の名称 新川公園。2. 指定管理者となる団体の名称 南風原町字新川区。3. 指定の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。提案理由としまして、新川公園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第17号 新川公園の指定管理者の指定について補足説明いたします。今回の新川公園の指定管理者の指定につきましては、平成19年4月1日から平成29年3月31日までの指定期間が終了することにより、継続して南風原町字新川区に指定管理者として指定を行い管理していただくための議案内容となっております。今回の指定期間については、他の施設の指定期間に合わせるために、平成30年3月31日までとしております。参考資料1、指定管理を受ける予定の南風原町字新川区から指定管理者申請書が提出されております。そして、管理に関する協定書につきましては、前回の内容と同様となっております。この指定期間だけの変更となっております。お目とおしのほどをお願いいたします。

以上が、議案第17号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第17号 新川公園の指定管理者の指定については、経済教育常任委員会に付託します。休憩します。

休憩(午後1時58分)

再開(午後2時11分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第23. 議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾について

○議長 宮城清政君 日程第23. 議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾について 次のように道路法第8条第3項の規定に基づき南城市区域外路線の認定を承諾することについて、同条第4項により議会の議決を求めます。承諾が必要な区間として、路線名 町道111号線。起点 南風原町字宮平853番6。終点 南風原町字宮平851番1。延長 49.8メートル。幅員5メートル。提案理由としまして、南城市が区域を越えて道路整備を行うことから、区域外路線の認定を承諾する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾についてを補足して説明いたします。位置図で説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。南城市区域外路線の認定の承諾につきましては、南城市が道路整備を予定している県道77号線から南風原町道255号線までの西江戸東江戸線。総延長が597.6メートルで、そのうち49.8メートルが南風原町の区域となっていることから、区域外路線の認定の承諾を得て南城市が道路整備を行うための提案でございます。

以上が、議案第18号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

平成29年第1回定例会 3月2日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第18号 南城市区域外路線の認定の承諾については、経済教育常任委員会に付託します

日程第24. 議案第19号 町道路線の変更について

○議長 宮城清政君 日程第24. 議案第19号 町道路線の変更についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第19号 町道路線の変更について 次のように道路法第10条第2項の規定に基づき町道の路線を変更することについて、同条第3項において準用する第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。変更する路線。路線名は、町道111号線。起点については、字宮平837番1から同宮平837番1へ変更。終点を字宮平851番1から同字宮平853番5に変更。延長が585メートルから526.1メートルへ、幅員12メートル、2.6メートルが12メートルの2.6メートル。58.9メートルの減ということであります。提案理由としまして、南城市区域外路線の認定に伴い、町道の路線の変更を行う必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第19号 町道路線の変更についてを説明いたします。位置図でご説明させていただきます。青色部分が現在の町道111号線で、延長が585メートル。赤が変更予定の町道111号線で526.1メートルとなります。先ほどの議案第18号で説明いたしました南城市区域外路線の認定を承諾することにより、町道111号線と重複するので、町道255号線までの延長58.9メートル減にして認定変更するものであります。

以上が、議案第19号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後2時18分)

再開 (午後2時18分)

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第19号 町道路線の変更については、経済教育常任委員会に付託しま

平成29年第1回定例会3月2日

す。休憩します。

休憩（午後2時18分）

再開（午後2時21分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第25. 議案第26号 南風原町教育委員会教育長の任命について

○議長 宮城清政君 日程第25. 議案第26号 南風原町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 議案第26号 南風原町教育委員会教育長の任命について 南風原町教育委員会の教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記 氏名 赤嶺正之。生年月日 昭和26年4月27日。住所 沖縄県島尻郡南風原町字宮平2番地10。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の教育長として適任であると思慮しますので、提案いたすものであります。その履歴、学歴、職歴、経歴、賞罰等については、裏面に添付されておりますので、皆さん方のお目とおしをお願いしたいと思っております。赤嶺正之氏においては、これまでも教育長としてがんばってこられたその功績、また学校教育に対してもいろいろな角度から改革された方でありますので、是非また皆様方の同意をお願いしたいということで提案いたすものであります。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第26号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって、議案第26号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第26号 南風原町教育委員会教育長の任命について採決を行います。本案について、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、同意することに決定いたしました。休憩します。

平成29年第1回定例会3月2日

休憩（午後2時24分）

再開（午後2時25分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第26. 議案第27号 南風原町教育委員会委員の任命について

○議長 宮城清政君 日程第26. 議案第27号 南風原町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 城間俊安君 議案第27号 南風原町教育委員会委員の任命について 南風原町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。記 氏名 諸見里元。生年月日 昭和35年11月2日。住所 沖縄県島尻郡南風原町字兼城272番地。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会委員として適任であると思慮しますので、提案するものであります。その履歴書、学歴、職歴、経歴等においては、裏面に添付されておりますのでお目とおしをお願いしたいと思っております。南風原小学校校区で今日までがんばってこられました赤嶺幸信先生が2期を終えるといことで、今回新たに諸見里元さんを同校区から任命するものでありますので皆様方のご審議をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第27号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第27号 南風原町教育委員会委員の任命について採決いたします。本案について、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、同意することに決定いたしました。

日程第27. 議案第71号 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本構想）の策定について

○議長 宮城清政君 日程第27. 議案第71号 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本構想）の策定についてを議題とします。まず本案に関し、第五次南風原町総合計画に関する調査特別委員会委員長の報告を求めます。浦崎みゆき委員長。

○調査特別委員会委員長 浦崎みゆきさん それでは、特別委員会の報告をいたします。議案第71号 第五次南風原町総合計画（基本構想・基本構想）の策定について。審査の経過 本案は、平成28年12月16日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったのち、同日、議長の申出により閉会中の継続審査となり、本特別委員会に審査を付託されたものであります。当委員会では、10月24日、11月21日、12月21日、平成29年1月18日、1月26日、2月3日、2月15日に委員会を開き、関係部長及び各課の課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。2月15日にまとめと討論と採決を行いました。特別委員会では、協議事項1として、前回の特別委員会において回答ができなかった質疑等に対する回答があり、協議事項2において、第五次総合計画の詳細な説明を受けたのちに質疑応答を行ってまいりました。11月21日に第五次南風原町総合計画（基本構想・基本計画）の素案が提出され、総務部長、企画財政課長、企画統計班が説明員となりました。説明の主な内容は、1点目に、まちづくり目標と目標を達成するための柱に係る第四次総合計画と第五次総合計画の比較。2点目に、まちづくり住民会議の活動経過。3点目に、第五次総合計画策定に係る住民アンケート調査結果の報告。4点目に、第五次総合計画の進捗状況と問題点、課題点の説明を受け、それぞれ質疑応答を行い質疑を終えました。12月21日に基本構想編並びに行財政計画について、総務部長、民生部長、まちづくり振興課長、教育総務課長、企画財政課長、企画統計班が説明員となりそれぞれ質疑応答を行い、質疑を終えました。1月18日に、まちづくり目標1（自治協働）及びまちづくり目標6（環境）について、総務部長、総務課長、住民環境課長、企画財政課長、企画統計班が説明員となり、それぞれ質疑応答を行い質疑を終えました。1月26日に、まちづくり目標2（教育・文化）及びまちづくり目標3（健康・福祉）について総務部長、民生部長、教育部長、こども課長、保健福祉課長、国保年金課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習文化課長、企画財政課長、企画統計班が説明員となり、それぞれ質疑応答を行いました。2月3日に、まちづくり目標4（産業雇用）及びまちづくり目標5（都市基盤安全安心）について総務部長、経済建設部長、まちづくり振興課長、都市整備課長、区画下水道課長、産業振興課長、企画財政課長、企画統計班が説明員となり、それぞれ質疑応答を行い質疑を終えました。2月15日に、これまでの特別委員会を振り返って質疑等を行い、総務部長、民生部長、経済建設部長、教育部長、産業振興課長、企画財政課長、企画統計班が説明員となり、質疑を終え、最後のまとめを終えました。同議案のまとめを行う前に、照屋仁士議員から修正案の提出がありました。提案理由として、議員から提案のあった8カ所の修

正とこれまでの特別委員会をとおして執行部から提出のあった字句、数値等の訂正14カ所の合計22カ所の修正説明がありました。議員から提案のあった8カ所の修正箇所について、委員会審査報告書の2枚目に議員による修正箇所を添付してあります。修正後を読み上げて説明いたします。

第1に、29ページ。5年後の目標値に執行部と町民との情報共有を図るものを数値目標として掲げる観点から、行政懇談会等への参加人数という指標を追加しました。平成27年度の現状値が未実施のため「0人・未実施」であり、平成33年度の目標値が「200人」となります。

第2に、31ページ。施策の展開（2）公共サービスの担い手の発掘・育成②の文頭を「各種団体組織を連携し」へ文言修正いたしました。

第3に、40ページ。施策の展開（1）豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実③の文中に、新たな手法を長期計画に対応できるような趣旨で、「わかる授業」構築のための「町そろえる実践」を実施し、学力向上に取り組んでいきます、へ変更しました。

第4に、51ページ。重点事項の文言を、保育基盤整備は待機児童解消だけが目的でなく、通常の保育環境を良くする環境整備も含まれることから、「待機児童解消と保育基盤整備事業」へ変更いたしました。

第5に、52ページ。現状と課題（2）高齢者支援の充実③の文言について、一般の人にも分かりやすい表現を検討したところ、「沖縄県内市町村」へ変更いたしました。

第6に、施策の展開（4）他産業との連携による六次産業の推進の担当課に、農福連携の観点から、「保健福祉課」を追加いたしました。

第7に、61ページ。5年後の目標値にある観光ガイド人数について、観光ガイドの他に地域ガイドがいるため「コーディネーターガイド」の人数を内訳として追加いたしました。

第8に、67ページ、68ページにある「狭隘」の文言を読みやすくするため、ふりがなを付けるよう修正いたしました。

次に、執行部から提出のあった字句、数字等の訂正14カ所は、いずれも軽微な字句、数値等の訂正であり、委員会審査報告書の3枚目に添付していますのでご確認ください。

以上が、修正箇所の説明です。討論に入り、討論はありませんでした。照屋仁士委員から提出された修正案に対し採決に入りました。採決の結果、挙手全員であり、修正案は全会一致により可決されました。

次に、修正可決した部分を除く原案について採決に入り、採決の結果、挙手全員であり、修正議決した部分を除く原案は全会一致で可決されました。よって結果は、修正可決であります。以上、説明を終わります。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

平成29年第1回定例会 3月2日

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第71号 第五次南風原町総合計画の策定について採決を行います。本案についての委員長報告は、修正可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、修正案は可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、ただいま修正議決された部分を除く原案について採決します。修正部分を除く原案のとおり決定する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 報告第1号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 宮城清政君 日程第28. 報告第1号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第1号 平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。平成29年度の事業計画書をお配りしていますが、平成29年度の南風原支社においては、土地開発公社を活用しての事業計画はありませんので、お配りしました事業計画書には本町に係る事業計画用途別明細表への記載はないということをご報告いたします。以上です。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告第1号について、質疑がありましたら質疑を許します。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

日程第29. 報告第2号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

○議長 宮城清政君 日程第29. 報告第2号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

平成29年第1回定例会3月2日

○副町長 国吉真章君 報告第2号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記 1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。専決処分については、平成28年12月26日に行っております。1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成28年11月26日16時10分頃、南風原町字宮平697番地10の総合保健福祉防災センター駐車場で、公用車を後退にて駐車する際に、車体右側後部が相手車両の左側前部と接触し、当該車両を損傷させたものであります。4. 損害賠償額21万2,360円。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 報告第2号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてでございます。副町長からも事故の概要についてはございましたが、総合保健福祉防災センター（ちむぐくる館）の駐車場で、外部団体に貸出して、外部団体は業務のために28年11月26日午後4時10分頃、物品搬入のために駐車しようとしたところ、先ほどございましたように駐車中の車にこの貸し出した公用車を後退させようとして誤って相手方にぶつけたということです。損害賠償額21万2,360円につきましては、全国損害賠償保険での支払いということになっております。以上です。

○議長 宮城清政君 これから、ただいまの報告について質疑を許します。質疑はありますか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 物品搬入と説明があったのですけれども、どのようなものを搬入するためにバックして駐車するのか。普通、品物を配達する場合は、軒下まで持って行くと思うのですけれども、それが駐車をするということはどういうものなのか。それから、こういう事故が非常に多いのですけれども、どのような指導をしているのか。毎回同じ反省なのでも、やはり起こさないような口頭指導とか文書で指導とか、そのへんはどうなっているのか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 物品と言いますかケイタリングですね。中で飲食をするという

平成29年第1回定例会3月2日

のがありまして、そこに食料を運び終わって駐車する時にぶつけております。

もちろん、貸出する際に、重々事故などには気を付けてくださいということで許可書にも書いてありますし、口頭でも指導しております。事故のあとについてはまた、事故報告書も提案をさせていただいているのですが、たびたびそういうことが起こっております。では、貸出はやめようということにはまたならないですので、使用する方に注意してもらおう以外ないかと考えております。これからも指導を強化して、貸出の際には十分注意して運転するよう指導を徹底していくということになります。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後2時46分)

再開 (午後2時49分)

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第2号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

閉会 (午後2時49分)